## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

検察官の控訴趣意は末尾添付の控訴趣意書記載の通りであつて、その要旨は昭和二二年勅令第二〇七号外国人登録令附則第二項に違反して同令施行の日から三十日の内に登録申請をしなかつた罪の公訴時効は右三十日の期間徒過の日から進拠して登録義務は右期間経過後も登録申請がなされるまで存続するかであるともでを登録事請をしたものの処罰を免除二項の決定で存続するかであるとものの処罰を免除二項の決定で存続するかであるとのであるとのであるとのであるに右期間に対したのであるとのであるにものの処罰を免除にもならない。ところがはのである場合にもないととするはことではである。ところが法令がである場合にはそのではない。ところが法令が不作為をおよに遵うとないにあるにものであるにもながらとに従わないとしてにはそのではない。ところが法令が不作為をおよに違わないとしてにはそのではない。ところが法令が不作為をおよに違わないとしてにはそのではないのである。ところが法令が不作為をおければならないとしてにはそのであるにあるのではそのであるにあるにあるなければならないにとは自明の理である。〈要旨〉これを外国人登録令附則第二項について考えるに同法令は所定の外国人に

〈要旨〉これを外国人登録令附則第二項について考えるに同法令は所定の外国人に対し登録申請なる作為義務を課する〈/要旨〉ものであるからその作為を可能ならしむべきことを配慮して法令施行の日から三十日の期間を設けて作為を命じ期間内に入る義務を果さない時始めてこれを犯罪として処罰の対象とするもの即ち登録義時間を決して右期間を徒過することが犯罪の構成要件であり期間を徒過するのと共に犯罪は既遂となるものと解せざるを得ない。然るに公訴時効は犯罪行るの終つた時から起算すべきものであるから右犯罪の公訴時効は右期間を犯罪したのものと解するのが当然である。用語はこれを案出して犯罪の表しまするという以上の発生は犯罪の表します。

然らば犯罪成立の時期如何と言えば右期間を免責期間と云う以上犯罪の成立時期を本令施行の日なりと結論せざるを得ないであらう。然し斯くの如きは作為義務者に対し、作為に要する時間的余裕を与えることなくして直ちに之を犯罪とするものであつて法の期待するところでないのは勿論不作為犯の観念とも相容れないものと云うべきである。

文所論は登録申請義務が期間経過後も存続することと、犯罪の既遂時期とを混同し右犯罪を継続犯なりと称して公訴時効の進行を否定せんとするけれども、公訴時効は犯罪一般につき定められた規定であつて刑訴法には何等その例外あるを見ない。所論に従えば右犯罪は仮令何十年を経過しても法令の廃止なき限り登録申請を果すまで公訴時効にかからないこととなり時効制度を没却するにちかく極言すれば之を有名無実に帰せしめるものと云うも過言ではない。かかる解釈は罪刑法定主義を消極的に否定するものてあつて専制国家に於ではいざ知らず、罪刑法定主義を刑法典の金科玉条として堅持する民主憲法の下に於ては断じて容認することができない誤まつた解釈と云わなければならない。

更に昭和二四年政令第三八一号は右勅令第二〇七号を改正したものであるところ、その附則第七項は改正前登録申請義務違反の罪を犯した者の処罰についてはなお従前の例によるべき旨を規定する。果して右犯罪を所謂継続犯なりと解するならば、かかる規定の存在する余地は全くないものと云わなければならない。蓋し同犯罪が新旧両法に跨るものとせばその処罰については当然新法を適用すべく新旧両法によりその処罰を区別することかできない筈であるからである。然らば右政令はその施行前にかかる勅令違反の罪が既遂になつて居ることを前提とするものであることは勿論これが所謂継続犯でないことも裏書するものと云うべきである。

即ち右政令の規定から考えても所論は到底之を背認することができない。

以上説明の通り論旨は全く理由がなく本件につき公訴時効の完成を認めた原審の解釈は洵に正当であり原判決には他に違法の点がないから本件控訴は之を棄却すべきものとし刑訴法第三九六条に則り主文の通り判決する。

(裁判長判事 三野盛一 判事 谷弓雄 判事 渡辺進)